

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月 6 日

【発行者名】 GLP投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 三木 真人

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター

【事務連絡者氏名】 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社
常務執行役員CFO 辰巳 洋治

【連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター

【電話番号】 03-3289-9630（代表）

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1 【提出理由】

本投資法人の運用に関する運用体制が以下のとおり変更されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

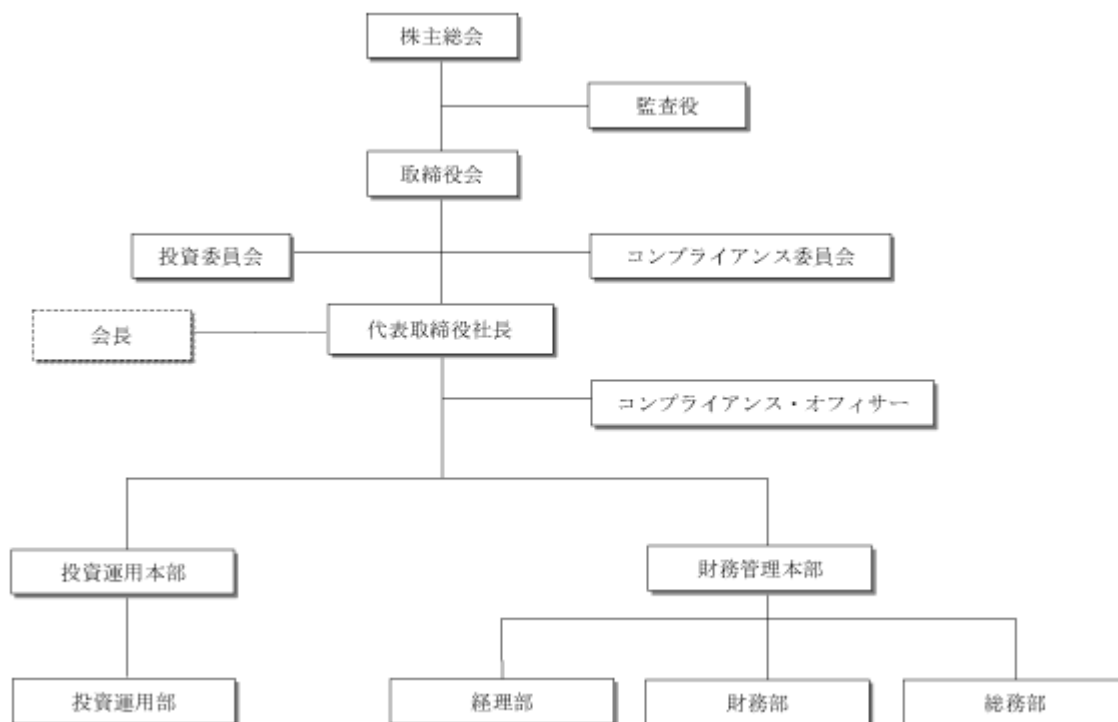
本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるGLPジャパン・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、平成26年11月6日に開催された取締役会において、以下の組織改正について決議し、当該組織改正は同日付で効力を生じました。

資産運用会社は、本投資法人の運用資産の拡大に伴い、投資運用にかかる意思決定の迅速化並びに資産運用業務全般の更なる向上を図ること等を目的として、投資運用本部及び財務管理本部による本部制を廃止し、執行役員CFO（財務部・経理部・総務部担当）及び執行役員CIO（企画部・投資部担当）による執行役員制度を新設しました。本部制の廃止に伴い、これまで投資運用本部長が所管していた投資運用部の所管業務を、戦略立案・市場調査分析等を行う企画部、運用資産の賃貸・管理及びスポンサーからのRoFL物件（注）取得等を担当する資産運用部、並びにRoFL物件以外の物件取得等を担当する投資部に分化させ、企画部及び投資部は執行役員CIOが所轄し、資産運用部は代表取締役社長の所轄としました。

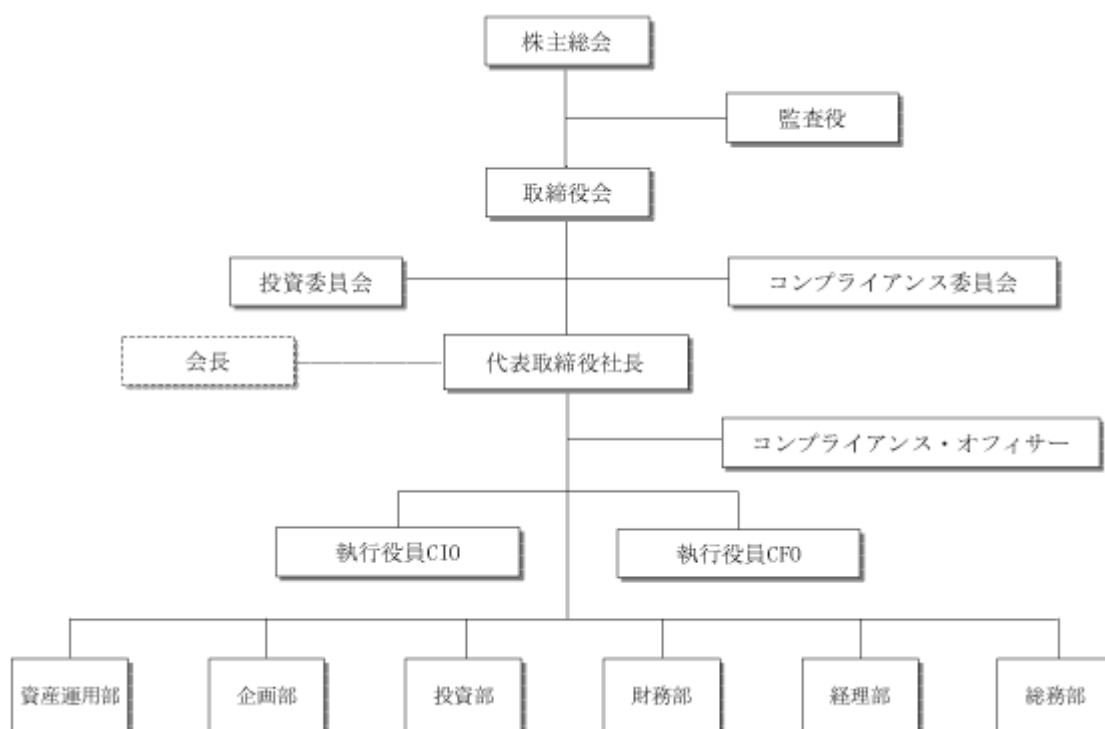
(注) 本投資法人のスポンサーの親会社であるグローバル・ロジスティック・プロパティーズ・リミテッド及びそのグループ会社と資産運用会社の間で締結している物件情報提供契約に基づき、物流施設の売却に関する情報を優先的に入手できることとされている同契約の対象物件をいいます。

変更前及び変更後の資産運用会社の組織図並びに所管業務の詳細については以下のとおりです。

(変更前の組織図)



(変更後の組織図)



組織名称	各組織の業務の概略
資産運用部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運用資産の管理（修繕を含む。）に関する事項 (2) 運用資産の賃貸に関する事項 (3) スポンサーとの物件情報提供契約の対象となる資産の取得に関する事項
企画部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物件又はマーケットの調査に関する事項 (2) 経済全般の動向・不動産マーケットに関する調査実施・報告に関する事項 (3) 運用資産の運用手法の研究開発に関する事項 (4) 投資法人に関わる法令についての調査 (5) 資産運用会社に関わる法令についての調査 (6) 投資法人の運営についての施策の検討
財務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 資金調達にかかる基本的な方針策定及び改定に関する事項 (2) 資金調達（デット・エクイティ等）実務に関する事項 (3) 余剰資金の運用に関する事項 (4) その他財務全般に関する事項
投資部（執行役員CIO）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運用資産（但し、上記資産運用部(3)に規定するものを除く）の取得に関する事項 (2) 運用資産の売却に関する事項
経理部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算策定等に関する事項 (2) 分配政策にかかる基本的な方針の策定及び改定に関する事項 (3) その他経理全般に関する事項 (4) インベスターリレーションズ（法定開示及び金融商品取引所規則に基づく開示を含む。）に関する事項 (5) 広報に関する事項 (6) 投資家よりの問い合わせ、苦情・クレームの受付に関する事項
総務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当会社の総務全般に関する事項 (2) 当会社の人事全般に関する事項 (3) 投資法人対応に関する事項 (4) 資産運用管理事務全般に関する事項 (5) 株主総会・取締役会の運営に関する事項 (6) 諸規程・規則等の制定改廃に関する事項 (7) システム情報機器の運用・保全・管理に関する事項 (8) 行政機関及び業界諸団体等対応に関する事項 (9) コンプライアンス・オフィサーの業務の補佐に関する事項 (10) 問い合わせ、苦情・クレームの受付に関する事項 (11) 情報資産の管理及び保護等に関する事項 (12) 法人関係情報の管理に関する事項

(2) 当該変更の年月日

平成26年11月6日